



長野県県税に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第41号

長野県県税に関する規則等の一部を改正する規則

(長野県県税に関する規則の一部改正)

第1条 長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第47条の2中「第53条第55項」を「第53条第57項」に改める。

第47条の3中「第53条第60項又は第61項」を「第53条第62項又は第63項」に改める。

第58条中「第7条」を「第6条の7」に改める。

様式第64号の2中「第53条第54項」を「第53条第56項」に改める。

様式第65号表面中

外国関係会社等に係る控除対象 所得税額相当額又は個別控除対 象所得税額等相当額の控除額 ④	
---	--

を

税額控除超過額 相当額の加算額 ④	
外国関係会社等に係る控除対象 所得税額相当額又は個別控除対 象所得税額等相当額の控除額 ④	

に、

「④」を「⑤」に、「⑤」を「⑥」に、「⑥」を「⑦」に、「-④」を「+⑤-⑥」に、「⑦」を「⑧」に、「⑧」を「⑨」に、「⑨」を「⑩」に、「⑩」を「⑪」に、「⑪」を「⑫」に、「⑫」を「⑬」に、「⑬」を「⑭」に、「⑭」を「⑮」に、「⑮」を「⑯」に、「⑯」を「⑰」に、「⑰」を「⑱」に、「⑱」を「⑲」に、「⑲」を「⑳」に、「㉑」を「㉒」に、「㉒」を「㉓」に、「㉓」を「㉔」に、「㉔」を「㉕」に、「㉕」を「㉖」に改める。

(創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則(平成18年長野県規則第31号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中

収入金額					
------	--	--	--	--	--

を

「

収入金額					
------	--	--	--	--	--

に改め、同様式の注の2中「及び発電事業等」を

「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同注の3中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に、「下段」を「中段」に、「記入」を「、下段には特定ガス供給業に係る収入金額(長野県県税条例第36条第4項第1号に規定する収入金額をいいます。)について記入」に改める。

様式第7号中

収入金額					
------	--	--	--	--	--

を

「

収入金額					
------	--	--	--	--	--

に改め、同様式の注の2中「及び発電事業等」を

「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同注の3中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に、「下段」を「中段」に、「記入」を「、下段には特定ガス供給業に係る収入金額(長野県県税条例第36条第4項第1号に規定する収入金額をいいます。)について記入」に改める。

(消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則(平成19年長野県規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中

収入金額					
------	--	--	--	--	--

を

「

収入金額					
------	--	--	--	--	--

」に改め、様式の注の2中「及び発電事業等」を「、発

電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同注の3中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に、「下段」を「中段」に、「記入」を「、下段には特定ガス供給業に係る収入金額（長野県県税条例第36条第4項第1号に規定する収入金額をいいます。）について記入」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
（用紙の使用に関する経過措置）
- 2 この規則の施行前に、第1条の規定による改正前の長野県県税に関する規則、第2条の規定による改正前の創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則又は第3条の規定による改正前の消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

税 務 課